



2026年3月19日（木）
建設キャリアアップシステム事業本部

（延長）2026年4月以降における健康保険証の取り扱いについて

平素より、建設キャリアアップシステム事業につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、各種報道にもありますとおり、健康保険証による医療機関の受診に関する暫定措置が2026年7月末まで延長されることとなりました。これを踏まえ、建設キャリアアップシステムにおきましても、当面の間、証明書類として健康保険証のご提出を引き続き認めることといたします。

以上